

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	警視總監及び道府県警察本部長の 職務代行者の指定について	平成23年6月16日 総務課 人務課
---------------------------	---------------------------------	--------------------------

## 1 趣旨

- 国家公安委員会が警視總監及び道府県警察本部長の職務代行者をあらかじめ指定しておこうとするもの。
- 指定する者や指定の方法について、国家公安委員会申合せとして定めるもの。
- 国家公安委員会が持つ任命権を根拠とする。

## 2 国家公安委員会申合せ（案）

- (1) 国家公安委員会は、警視總監若しくは道府県警察本部長に事故のあるとき又は警視總監若しくは道府県警察本部長が欠けたときに臨時に警視總監又は道府県警察本部長としての職務を代行する者（以下「職務代行者」という。）を指定することとする。
- (2) 職務代行者は、原則として、警視庁にあっては副總監、道府県警察にあっては警務部長とする。
- (3) 職務代行者の指定は、特に支障がある場合を除き、指定される者の任命の際に、併せて行うこととする。

## 3 今後の予定

本年7月中を目途に、都道府県警察と調整の上、指定する。

**1 留置施設の巡察の実施について**

警察庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、全都道府県警察の269留置施設(本庁実施：79留置施設、管区局実施：190留置施設)に対して巡察を行った。

**2 巡察実施結果(○～主な良好事項、●～主な指摘事項)****(1) 留置担当官の任用及び教養訓練の実施状況**

- 留置担当官に対する必要な教養訓練が実施され、内容も良好であった。(257施設)
- 当直責任者等に対する教養訓練が低調な施設があった。(12施設)

**(2) 捜査と留置の分離の遵守状況**

- 取調べが日課時限に及んだ場合には打切り検討要請が行われ、補完措置をとる等、捜留分離が適切に行われていた。(249施設)
- 一般護送の際、当該捜査担当者と同課別係の捜査員が運転員に選定されることが常態化している施設があった。(17施設)

**(3) 被留置者の逃走防止対策**

- 留置施設からの被留置者出入場時には、金属探知器や触手による身体検査が徹底されている等、適切な対策がとられていた。(253施設)
- 身体検査時に靴下の中を点検しない等、逃走防止対策が確実にとられていない施設があった。(16施設)

**(4) 問題被留置者等への対応**

- 問題被留置者等の動静は、速やかに署長(留置業務管理者)に報告され、組織的に対応していた。(248施設)
- 問題動静が幹部に報告されているにもかかわらず、問題被留置者等への指定が消極的な施設があった。(6施設)

**(5) 戒具の使用及び保護室への収容状況**

- 戒具の使用及び保護室への収容について、署長(留置業務管理者)への指揮伺い、医師への意見聴取、採証措置等が適切に行われていた。(70施設[戒具の使用及び保護室の収容実績がある留置施設～79施設])
- 戒具とマニュアルが一緒に保管されていない等、戒具の保管方法が不適切な施設があった。(8施設)

**(6) 女性被留置者の処遇の実施状況**

- 女性被留置者の処遇には女性警察官を立ち合わせる等、適切な処遇が行われていた。(181施設[女性被留置者の収容実績がある全施設])
- 女性被留置者が単独収容されている場合、幹部の巡視が強化されていない施設があった。(6施設)

**(7) 面会等への対応状況**

- 弁護士等との面会は、執務時間外でも対応する等、適切に対応されていた。(248施設[弁護士等との面会実績がある全施設])

**(8) 法に定める手続等の実施状況**

- 被留置者からの不服申立てについては、その種類に応じ法定の手続に則り、適切に受理・処理されていた。(30施設[不服申立ての申請等がある全施設])

**(9) 留置担当官の勤務実態**

- 留置担当官は被留置者に対し毅然とした対応をとっており、留置施設内の規律と秩序は保たれていた。(248施設)
- 居室の予備鍵が無施錠の場所に保管されている等、鍵の保管方法が不適切な施設があった。(6施設)

**(10) 留置業務管理者等による指導監督状況**

- 署長(留置業務管理者)及び副署長の巡視は、休日を含めて毎日1回以上行われていた。(260施設)

**3 今後の取組み**

平成23年度の巡察において、平成22年度の巡察において指摘した事項が改善されているかどうかの検証も実施する。

## 1 政府の節電実行基本方針の概要

5月13日に開催された電力需給緊急対策本部（本部長：内閣官房長官）において、「政府の節電実行基本方針」が、次のとおり決定された。

- 東京・東北電力管内における7月から9月のピーク時（平日の9時から20時）の使用最大電力を、原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力の値に比して15%以上抑制する。
- 大口需要家（契約電力500kW以上の事業者）は、電気事業法第27条の使用制限の適用対象とする。
- 府省毎に節電実行計画を策定するとともに、取組の効果を検証し、公表する。

## 2 警察庁夏期節電実行計画の内容

### (1) 対象施設

東京電力管内及び東北電力管内に所在する警察庁の施設

### (2) 目標

- ア 管理官署が他省庁等である施設  
管理官署が示す目標数値
- イ その他の施設  
昨年の使用最大電力値から15%抑制

### (3) 具体的取組

- ア 空調に係る節電（冷房設定温度28℃の厳守等）
- イ 照明に係る節電（蛍光灯の間引き等）
- ウ OA機器に係る節電（パソコンのディスプレイの照度調整等）
- エ その他の機器に係る節電（電気ポットの原則使用禁止等）
- オ 共用部分に係る節電（エレベーターの運転台数の削減等）

## 3 都県警察の状況

東京・東北電力管内の16都県警察に対し、節電計画の策定等を指示した。

## 1 概要

平成21年10月以降、より合理的な交通規制のための点検・見直しを実施中。  
(本年度末までの計画)

## 2 点検推進状況(平成23年2月現在)

## (1) 最高速度関係～点検対象は全国で約12,830km

	一般道路	生活道路	自動車の通行機能を重視した構造の道路
点検対象	4,865区間(12,229km)	705区間(475km)	17区間(129km)
うち点検済み	1,966区間 (40.4%)	260区間 (36.9%)	9区間 (52.9%)
うち見直し済み	514区間 (26.1%)	104区間 (40.0%)	4区間 (44.4%)

## ○ 効果

自動車の通行機能を重視した構造の道路4区間28kmで、最高速度を法定速度以上(70km/h)に引き上げ。事故件数の増加はみられず。  
(対策前 18件/月 → 対策後 12件/月)

## (2) 駐車規制関係～点検対象は全国で638箇所

	荷さばき対策	タクシー対策	商店街対策	駅前対策	二輪車対策	その他
点検対象(箇所)	134	75	30	36	24	339
うち点検済み	51(38.1%)	22(29.3%)	12(40.0%)	13(36.1%)	22(91.7%)	126(37.2%)
うち見直し済み	34(66.7%)	11(50.0%)	7(58.3%)	6(46.2%)	18(81.8%)	59(46.8%)

## ○ 効果

警視庁では、商店街対策として、新宿他3箇所で60分300円のパーキング・メーターの一部を20分100円として運用(17基)。1基あたりの利用台数が増加。(対策前 12.3台/日 → 対策後 14.2台/日)

## (3) 信号機の運用関係～点検対象は全国で7,472箇所

	信号設定秒数変更	現示変更	単独運用化	歩行者信号灯器の設置	その他
点検対象(箇所)	5,518	670	271	285	728
うち点検済み(全て見直し)	4,032(73.1%)	356(53.1%)	195(72.0%)	195(68.4%)	310(42.6%)

## ○ 効果

愛知県警察では、40交差点に歩車分離式信号を整備。整備前後6か月の人・自転車対車両の交通事故発生件数は、5件から1件に減少。

## 3 今後の予定

今回の交通規制の点検は、平成23年度末までに計画的・集中的に行うこととしており、今後、さらに点検及びその結果に基づく必要な規制の見直しを実施し、より合理的な交通規制の推進を図る。

## 1 趣旨

平成18年度から21年度までに整備した「信号制御の高度化モデル事業」の整備効果について効果測定を行った。

### 【整備概要】

平成18年度	管制エリア内・大規模(43交差点)	(神奈川)
	管制エリア内・小規模(15交差点)	(愛媛)
平成19年度	管制エリア外・大規模(43交差点)	(三重)
	管制エリア外・小規模(15交差点)	(宮崎)
平成20年度	管制エリア外・中規模(30交差点)	(長野)
平成21年度	管制エリア内・中規模(30交差点)	(静岡)

## 2 プロファイル信号制御

信号制御機及び車両感知器を複数接続させたネットワークを構築し、従来よりの確に交通量を反映した青信号秒数を設定。

- ① 信号制御機において、車両感知器データから予測流出交通量を算出。
- ② 算出した予測流出交通量データを下流交差点の信号制御機に送信。
- ③ 下流交差点の信号制御機は、受信したデータを加味して流入交通量を予測(到着プロファイルの作成)し、最適な青信号秒数を表示。

## 3 効果測定調査結果概要

実施エリアのすべてにおいて平均速度が上昇、停止回数が減少。

場 所	ルート数	平均速度(km/h)	停止回数(回)
横浜市みなとみらい21地区	3ルート	15.3→18.1(+19%)	114→77(-32%)
松山市三津地区	3ルート	23.4→27.2(+16%)	36→31(-15%)
名 張 市 内	5ルート	20.7→23.0(+11%)	80→64(-20%)
宮崎市瓜生野・跡江地区	3ルート	31.6→34.0(+ 8%)	40→36(-10%)
佐 久 市 内	1ルート	33.3→33.9(+ 2%)	123→102(-17%)
磐 田 市 内	3ルート	20.2→23.3(+16%)	86→68(-21%)

## 4 今後の方針

平成23年度からプロフィール信号制御の整備を国の補助対象としており、各都道府県警察における整備拡大を支援する。

## 1 被害状況（6月15日現在。以下同じ。）

死者：15,434人、行方不明者：7,742人、負傷者：5,386人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約49,800人の警察官を派遣。
- 約12,200人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約4,200人（岩手約1,400人、宮城約1,700人、福島約1,100人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 15,800人	約 20,600人	約 13,400人	約 49,800人
人・日(延べ)	約117,500人	約155,100人	約 96,900人	約369,500人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

※ 発災95日目となる6月13日、特別派遣部隊の延べ人・日が、阪神淡路大震災発災95日目のそれを上回った。

## 4 主な災害警備活動

## ○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約250人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問及び福島第一原子力発電所から10km圏内の行方不明者の部隊による捜索を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約300人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

## ○ 集中捜索の実施

宮城県警察では、未だ4,700人以上の行方不明者があることから、6月16日から18日までの3日間、特別派遣部隊約900人を含む約1,400人体制で、沿岸9署の捜索重点箇所における「震災後100日集中捜索」作戦を実施予定。

## ○ 身元確認

警察官約360人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約13,400体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約88%）。

## ○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

## ○ 交通安全施設の被害状況（福島県の警戒区域内を除く。）

震災や津波による交通安全施設の損壊状況は、現在までに復旧したものも含めて、信号機806基（うち被災3県で646基）、大型標識275本（うち被災3県で226本）。今後、都道府県警察において、着実に復旧を進める必要。警察庁としても必要な支援を行う方針。

## ○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援（38人）を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向けた実査・整備検討中。WIDE通信システムの通信エリアが応急的運用から一部地域を除き、正常運用に。